

総 税 評 第 28 号
平成30年7月2日

各 道 府 県 総 務 部 長 殿
（市町村税担当課扱い）
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 殿
（市町村課・固定資産評価課扱い）

総務省自治税務局資産評価室長
（ 公 印 省 略 ）

固定資産評価基準の一部改正について（通知）

今般、地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項及び同法附則第19条の2の2の規定に基づき、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。以下「評価基準」という。）の一部を平成30年7月2日付け総務省告示第229号をもって別紙のとおり改正し、平成31年度分の固定資産税から適用することとされましたので、下記事項に留意の上、評価事務の適切な運営に努めていただきますようお願いします。

なお、貴都道府県内市町村に対してもこの旨ご連絡をお願いします。

記

市街化区域農地の評価方法については、評価基準第1章第2節の2に規定されているが、市街化区域農地のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する田園住居地域内のもの（以下「田園住居地域内市街化区域農地」という。）の評価については、類似宅地の価額を基準として求めた価額から造成費相当額を控除した価額に、300㎡を超える部分に係る価額が2分の1となるような補正率を乗じた価額によってその価額を求める方法によるものであること。

なお、田園住居地域内市街化区域農地の評価の具体的な取扱い等については、別途通知するものであること。